

相模原市立城山文化ホール条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 2 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 5 0 号

相模原市立城山文化ホール条例の一部を改正する条例

相模原市立城山文化ホール条例(平成 2 3 年相模原市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 項第 1 号の表中	「	4 1 , 2 0 0 円	を
		5 3 , 5 0 0 円	
		6 , 2 0 0 円	
	」		

「	<table><tr><td>5 3 , 5 0 0 円</td></tr><tr><td>6 9 , 5 0 0 円</td></tr><tr><td>8 , 0 0 0 円</td></tr></table>	5 3 , 5 0 0 円	6 9 , 5 0 0 円	8 , 0 0 0 円	に改め、別表第 2 項の表中
5 3 , 5 0 0 円					
6 9 , 5 0 0 円					
8 , 0 0 0 円					
」					

「	<table><tr><td>1, 800 円</td></tr><tr><td>2, 400 円</td></tr></table>	1, 800 円	2, 400 円	を
	1, 800 円			
2, 400 円				
」				

「	<table><tr><td>2, 3 0 0 円</td></tr></table>	2, 3 0 0 円	に改める。
2, 3 0 0 円			

3, 100円

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1項第1号及び第2項の規定は、令和10年1月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。